

# 電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

令和元年 6 月 26 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会



はじめに

平成 16 年 2 月に e-Tax が、その翌年の平成 17 年 1 月に eLTAX が運用を開始し、これまで利便性向上のため様々な施策が実施されてきたなかで、平成 30 年 3 月 28 日に「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)」が参議院本会議で可決・成立したことにより、大法人の電子申告の義務化が実現された。また、中小法人についても、平成 30 年 3 月末に改訂された『行政手続きコスト』削減のための基本計画』において、電子申告の利用率 70%以上の数値目標が掲げられている。

これらの目標を達成するために、本年 9 月に eLTAX はシステム更改を行い、①地方税共通納税システムの導入、②複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化、③地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除、④eLTAX 受付時間の更なる拡大、⑤異動届出書提出時の利用者情報への自動反映、⑥メッセージボックスの閲覧方法の改善など、多くの利便性向上策が実施される予定となっている。

今後、大法人の電子申告の義務化だけでなく、行政手続きのオンライン原則が掲げられているなかで、日税連においても、まだ電子申告を利用していない税理士を利用に向かわせること、また、紙媒体で添付書類を別送している税理士が全ての申告・申請書類を電子的に送信できるようにすること、関与先企業に納税手続きを中心とした電子申告の利用を促していくことが急務である。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士に限られていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点からも要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となることから、今回の要望事項が実現されることを強く望むものである。

最後に、eLTAX と e-Tax は現状、別システムとしてそれぞれ運用されているが、利用者の利便性のさらなる向上、行政の大幅なコスト削減を考えれば、『行政手続きコスト』削減のための基本計画』において示された eLTAX と e-Tax の連携だけにとどまることなく、両者を統合した一つのシステムで運用されることが望ましいと考えられる。

## 【重要要望項目】

### (税理士資格の証明)

#### 1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること。(新規)

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、その身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

そのため、税理士が申告書等の電磁的記録に電子署名を行うときにも、書面における署名押印と同様に、税理士の身分と責任を明らかにする義務が生じる。国が税理士に独立した公正な立場を求めるとともに無償独占制度を認めており、前述の考え方は税理士制度全体に関わるものであり、費用等を考慮しつつも具体的に実現させる必要がある。

したがって、税理士法第33条において税理士資格を証明できる電子証明書の送信を義務付けるか、少なくとも電子的に税理士であることを証明できる仕組みを設ける必要がある。

### (受付時間)

#### 2. 利用時間を拡大すること。

令和元年9月より、年末を除く毎月の最終土日及び確定申告期には全ての日での稼働が予定されている。しかしながら、利用者の利便性を考慮すれば、eLTAXとe-Taxの利用時間は統一されていることが望ましい。このため、少なくともe-Taxの利用時間(平日は24時間、土日については、確定申告期間が24時間、その他の期間は毎月の最終土日の8:30~24:00)に早急に合わせる。また、将来的に更なる電子申告による優位性・利便性の向上を図るため、24時間365日の運用がなされるよう要望する。

### (システム)

#### 3. 一般的なOS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること。

Windows等のOS及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。

特に、e-Taxで対応済みのMicrosoft Edgeに速やかに対応すること。また、Google ChromeやFirefoxなど、一般的なシェア状況に応じ、適用環境を拡大すること。

#### 4. 全ての都道府県及び市町村において、全ての申告、申請、届出を提出可能とすること。

提出先によって紙媒体で提出しなければならない書類もあるため、全ての都道府県及び市区町村において、全ての申告、申請、届出が電子で提出可能となることを要望する。

## **(対応税目)**

### **5. 個人住民税の申告に対応すること。**

年金収入額が 400 万円以下の年金受給者について、所得税の確定申告が不要となっても、個人住民税の申告を要する場合がある。

また、上場株式の配当等について、所得税と異なる課税方式を選択する際に住民税の申告を行う場合があるため、納税者の利便性の面から個人住民税の申告に早期に対応するよう要望する。

## **(メッセージボックス)**

### **6. メッセージボックスについて以下の項目について改善すること。**

申告完了後の受信通知の保存期間が 400 日から 120 日に短縮された。これは e-Tax の 1,900 日に比較して極端に短く、保存期間の延長を要望する。

## 【要望項目】

### (システム)

#### 1. 利用可能な文字を増やすこと。

現在、eLTAX で送信可能な文字に限りがあり、環境依存文字、旧字体、半角文字等が使えない状態にある。申告書の送信自体は可能であるが、申告データ上の氏名を正確に表示させるためにも対応文字コードを拡充すること。また、メールアドレスへ登録できる記号について、少なくとも e-Tax で登録可能な記号については同様に使用できるようにすること。

(具体例：+ 等)

#### 2. 入力可能文字数を増やすこと。

現状の入力可能文字数では必要な内容が表現しきれないため、入力可能文字数を拡大するよう要望する。

例：給与・公的年金等の支払報告書の入力欄の文字数

(e-Tax (源泉徴収票) 300 字、eLTAX (給与・公的年金等の支払報告書) 65 字 等)

#### 3. 申告書に添付したファイルを送信前に確認できるようにすること。

送信前の確認のため、申告書に添付したファイル内容を確認できるようにすること。

### (利用届出・暗証番号)

#### 4. 利用届出について利便性を向上させること。

eLTAX を利用する場合、事前に提出先の自治体及び利用税目を登録するが、市区町村ごとに、税目の登録が必要となっており、設定が大変煩雑であることから、利用税目の登録を不要とすること。

#### 5. 利用者 ID・暗証番号について以下の項目について改善すること。

(1) 登録したメールアドレスが不明または利用できなくなっている場合は、あらためて利用届出(新規)を行うしかないが、過去の申告に関する情報が閲覧できなくなるため、利用者 ID・暗証番号の再通知について郵送による通知を追加すること。

(2) 利用届出提出時は仮の暗証番号が交付されるため、再度設定し直さなければならない。暗証番号は e-Tax と同様に申請時に設定できるようにすること。

### (申請・届出)

#### 6. 電子申請・届出について即時に受信通知を発行すること。

電子申請・届出については、自治体の審査が終わらなければ受け付けられないため、e-Tax と同様に受信時に即時に受信通知を発行し、再提出等が必要な場合は改めて連絡がくることを要望する。

## **7. 作成可能な書類を拡大すること。**

eLTAX においては電子申請・届出で対応可能な書類が限定されているが、平成 31 年 5 月 24 日に可決・成立された「デジタル手続法」において、行政手続きの原則オンライン化を掲げているように、e-Tax と同様に更正の請求書等について対応するなど、全ての申請・届出書に対応すること。

### **(メッセージボックス)**

## **8. メッセージボックスについて以下の項目について改善すること。**

電子申請・届出の受付確認画面には、送信を行った税理士の利用者 ID、氏名は記載されているが、届出等の対象となった納税者については利用者 ID しか記載されていない。このため、届出等の受付確認画面も申告時の受信通知と同等の記載内容とすること。

### **(納税)**

## **9. 地方税共通納税システムについて利便性を向上させること。**

令和元年 10 月より導入予定の地方税共通納税システムについて、利便性を向上させるため、現行、eLTAX で電子納税が可能な税目（個人住民税（特別徴収）、法人都道府県税、法人事業税等）をシステム導入時の対象税目としているが、今後、固定資産税や自動車税といった賦課税目への拡大を進めること、また、システム導入によって各自治体の規模に係わらず一元的に利用者が納税しやすい環境の整備が可能となることから、更なる利便性の向上のためクレジットカード、電子マネー又は QR コードを利用した納付への対応を進めること。

### **(その他)**

## **10. マイナポータル等との連携について、税理士の実務に配慮して進めること。(新規)**

現在、検討が進められている社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化や、法人設立ワンストップ、法人デジタルプラットフォームの構想など、行政手続きのオンライン・ワンストップ化が推進される中で、これらに対応するために eLTAX を改修する際は、税務代理に關しての検討も行うこと。

## **11. 電子申告実施後に納付書の発行を可能にすること。**

令和元年 10 月から稼働予定の地方税共通納税システムにより、電子申告から納付手続きまでが一連の流れで行えることが期待される。更なる納税者の利便性に資するため、現金納付の場合においても、電子申告から一連の流れで納付手続きを行えるよう、申告内容に応じた納付書を受信通知等からダウンロードする等の方法により入手可能とすること。

## 12. プレ申告データについて改善を図ること。

- (1) 法人地方税のプレ申告データの他に、数字のみをお知らせ形式のテキストでメッセージボックスに格納すること。
- (2) 現在、償却資産を電子申告した場合に翌年プレ申告データの送信がなく、また前年度の申告資産がプレプリントされた用紙の送付もない自治体がある。償却資産税については、全国統一でプレ申告データに前年度分までに登録されている資産明細を格納すること。
- (3) 申告書用紙については、その可否を照会し、不要との回答があった場合は、郵送を取り止めること。
- (4) 都道府県・市区町村ごとのプレ申告データの扱いを統一すること。
- (5) プレ申告データの参照については、更なる利便性向上のため、eLTAX の利用時間外であっても参照できるようにすること。

## 13. 非 Java 化後の対応について改善すること。

非 Java 化対応後、ActiveX に依存するシステムとなり、Windows10 の標準ブラウザである Microsoft Edge に対応できない状態となっている。Microsoft 社は今後 ActiveX について縮小していく旨公表しており、セキュリティ上の問題も懸念されるため、早急に非 ActiveX 化すること。

### (国税との情報連携の徹底)

## 14. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。

「デジタル・ガバメント実行計画」や「デジタル手続法」でも示されている通り、国税との情報連携だけでなく、行政手続き全体のオンライン・ワンストップ化が進められているなかで、e-Tax と eLTAX についても情報連携だけにとどまることなく、最低限、e-Tax と eLTAX の受信窓口を一本化するなど、両者を統合した一つのシステムで運用されることが望ましい。

以上